



平成 25 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名：ナノキャリア株式会社  
代表者名：代表取締役社長 中 富 一 郎  
(コード：4571 東証マザーズ )  
問合せ先：取締役 CFO 兼社長室長 中 塚 琢 磨  
(TEL：03-3548-0217)

### 親引け先への販売の要請の決定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 7 日開催の取締役会において決議いたしました、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり国内引受会社に対して当社の指定する販売先（下記「I. 親引け先への販売の要請について」において「親引け先」という。）への販売を要請することを決定しましたので、お知らせいたします。また、これに伴い、平成 25 年 10 月 7 日付で公表しました「新株式発行及び株式売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「10 月 7 日付プレスリリース」という。）の記載内容が変更されますので、併せてお知らせいたします。

#### 記

### I. 親引け先への販売の要請について

#### 1. 親引け先の状況等

##### a. 親引け先の概要

|               |  |
|---------------|--|
| (1) 名 称       | 信越化学工業株式会社   |
| (2) 所 在 地     | 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号                                    |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 森 俊三   |
| (4) 事 業 内 容   | 塩ビ・化成品事業、シリコン事業、機能性化学品事業、<br>半導体シリコン事業、電子・機能材料事業、その他関連事業 |

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

|                                 |  |       |
|---------------------------------|--|-------|
| (5) 大株主及び持株比率<br>(平成25年3月31日現在) | 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)  | 8.72% |
|                                 | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)  | 6.84% |
|                                 | 日本生命保険相互会社   | 5.64% |
|                                 | (株)八十二銀行<br>(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))  | 2.73% |
|                                 | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4)   | 2.62% |
|                                 | 明治安田生命保険相互会社<br>(常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))  | 2.47% |
|                                 | SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)                             | 2.08% |
|                                 | ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー<br>505225 (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)                          | 1.57% |
|                                 | ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン<br>エス エル オムニバス アカウンド<br>(常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)              | 1.36% |
|                                 | メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ<br>クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション<br>(常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部) | 1.27% |
|                                 | ※ 親引け先は自己株式 1.66%を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。  |       |
|                                 | (6) 当会社間の関係  |       |
| 資 本 関 係                         | 当社が保有している親引け先の株式の数 (平成25年9月30日現在)<br>— 株<br>親引け先が保有している当社の株式の数 (平成25年9月30日現在)<br>24,000 株    |       |
| 人 的 関 係                         | 当社と親引け先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と親引け先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。            |       |
| 取 引 関 係                         | 当社と親引け先は、高品質かつ合理的なコストのポリマーを開発することによって相互の事業に寄与することを目的に共同研究契約を締結し、共同研究を行っております。                |       |
| 関 連 当 事 者 へ の<br>該 当 状 況        | 親引け先は、当社の関連当事者には該当しません。また、親引け先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。                                  |       |

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

b. 親引け先の選定理由

協力関係の強化のためであります。

c. 親引けしようとする株券等の数

当社普通株式 2,600 株

d. 株券等の保有方針

親引け先は、当社との協力関係に基づく事業上の相乗効果を最大にすることを目的として中長期的に保有する方針であります。

e. 払込みに要する資金等の状況

親引け先の第 137 期第 1 四半期（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 6 月 30 日）四半期報告書に基づき経営成績及び財政状態について確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

f. 親引け先の実態

親引け先は上場会社であり、その社会的信用性は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。

また、親引け先は、ホームページ上にコーポレートガバナンス報告書を掲載し、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めること及び反社会的勢力排除に向けた社内体制整備を行っていること等を宣言しており、親引け先が反社会的勢力等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

## 2. 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記「Ⅱ. 10 月 7 日付プレスリリースの変更箇所」に記載の変更後の「<ご参考> 6. その他（4）ロックアップについて」をご参照ください。

## 3. 販売条件に関する事項

親引け先への販売価格は、10 月 7 日付プレスリリースの「Ⅰ. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）（4）募集方法」において決定される国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と同一となります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

#### 4. 親引け後の大株主の状況

| 氏名又は名称                             | 住所   | 所有株式数<br>(株) | 発行済株<br>式総数に<br>対する所<br>有株式数<br>の割合<br>(%) | 国内一般<br>募集、海<br>外募集及<br>び海外売<br>出し並び<br>に国内第<br>三者割当<br>増資及び<br>海外第三<br>者割当増<br>資後の所<br>有株式数<br>(株) | 国内一般<br>募集、海<br>外募集及<br>び海外売<br>出し並び<br>に国内第<br>三者割当<br>増資及び<br>海外第三<br>者割当増<br>資後の発<br>行済株式<br>総数に対<br>する所有<br>株式数の<br>割合(%) |
|------------------------------------|--|--------------|--|---|---|
| ウィズ・ヘルスケア P<br>E 1 号投資事業有限<br>責任組合 | 東京都港区愛宕二丁目 5<br>番 1 号  | 39,137       | 10.74                                      | 31,437  | 7.78  |
| 信越化学工業株式会<br>社                     | 東京都千代田区大手町二<br>丁目 6 番 1 号  | 24,000       | 6.59                                       | 26,600  | 6.58  |
| 日本トラスティ・サー<br>ビス信託銀行株式会<br>社 (信託口) | 東京都中央区晴海一丁目<br>8 番 11 号  | 21,247       | 5.83                                       | 21,247  | 5.26  |
| 日本マスタートラス<br>ト信託銀行<br>株式会社 (信託口)   | 東京都港区浜松町二丁目<br>11 番 3 号  | 11,557       | 3.17                                       | 11,557  | 2.86  |
| 中富一郎                               | 東京都渋谷区   | 11,250       | 3.09                                       | 11,250  | 2.78  |
| 興和株式会社                             | 愛知県名古屋市中区錦三<br>丁目 6 番 29 号   | 11,000       | 3.02                                       | 11,000  | 2.72  |
| CYNTEC CO., LTD.                   | BEAUFORTHOUSE,<br>PO BOX438, ROADTOWN,<br>TORTOLA, BRITISH VIRGIN<br>ISLANDS | 6,232        | 1.71                                       | 6,232   | 1.54  |
| 資産管理サービス信<br>託銀行株式会社 (証券<br>投資信託口) | 東京都中央区晴海一丁目<br>8 番 12 号  | 6,025        | 1.65                                       | 6,025   | 1.49  |

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

|          |                 |         |       |         |       |
|----------|-----------------|---------|-------|---------|-------|
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目4番地 | 5,611   | 1.54  | 5,611   | 1.39  |
| 岡野光夫     | 千葉県市川市          | 2,882   | 0.79  | 2,882   | 0.71  |
| 計        | —               | 138,941 | 38.13 | 133,841 | 33.11 |

(注) 1. 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年9月30日現在のものとあります。

2. 国内一般募集、海外募集及び海外売出し並びに国内第三者割当増資及び海外第三者割当増資後の所有株式数は、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及び信越化学工業株式会社については、平成25年9月30日現在の所有株式数に海外売出し及び親引け分を勘案した場合の数であり、それ以外の株主については、平成25年9月30日現在の数であります。

3. 国内一般募集、海外募集及び海外売出し並びに国内第三者割当増資及び海外第三者割当増資後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式総数に国内一般募集及び海外募集並びに国内第三者割当増資及び海外第三者割当増資を勘案した場合の割合であります。

4. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

#### 5. 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

#### 6. その他参考になる事項

該当事項はありません。

## II. 10月7日付プレスリリースの変更箇所（※ 変更箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。）

### I. 新株式発行及び株式売出し

#### 1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

##### (4) 募 集 方 法

###### 【変更前】

###### ①国内一般募集

国内における公募による新株式発行に係る募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、JPモルガン証券株式会社（国内引受会社）に国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせます。国内一般募集は、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家（金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除く。以下同じ。）を対象として行われ、国内引受会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出し届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

に関する規則」に従って配分を行います。

<後略>

**【変更後】**

**①国内一般募集**

国内における公募による新株式発行に係る募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、JPモルガン証券株式会社（国内引受会社）に国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせます。国内一般募集は、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家（金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除く。以下同じ。）及び（協力関係の強化のため）当社の指定する販売先を対象として行われ、国内引受会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

<後略>

**<ご参考>**

**1. 国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの対象について**

**【変更前】**

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

**【変更後】**

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達先及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家及び（国内一般募集については、協力関係の強化のため）当社の指定する販売先を対象として行われ、JPモルガン証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

**6. その他**

**(1) 配分先の指定**

**【変更前】**

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

#### 【変更後】

当社は、上記「1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）」（4）①に記載の国内一般募集における国内引受会社に対し、協力関係の強化のため、信越化学工業株式会社を当社の指定する販売先（親引け先）として、国内一般募集における発行株式のうち、2,600株を販売することを要請しております。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

#### （4）ロックアップについて

#### 【変更前】

国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、当社はグローバル・コーディネーターに対し、当該募集及び売出しに関する引受契約の締結日に始まり当該募集及び売出しに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、海外売出し、海外第三者割当増資、国内第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除きます。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

また、国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合並びに当社代表取締役社長はグローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の譲渡、移転又は処分等を原則として行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

#### 【変更後】

国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、当社はグローバル・コーディネーターに対し、当該募集及び売出しに関する引受契約の締結日に始まり当該募集及び売出しに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、海外売出し、海外第三者割当増資、国内第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除きます。）を行わない旨合意しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

また、国内一般募集並びに海外募集及び海外売出しに関連して、ウィズ・ヘルスケアPE 1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合並びに当社代表取締役社長はグローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式の譲渡、移転又は処分等を原則として行わない旨合意しております。

上記の場合において、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先である信越化学工業株式会社は、グローバル・コーディネーターに対し、当社普通株式について、ロックアップ期間中、継続して所有する旨の書面を差入れる予定であります。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び株式売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。